

熊本市交通事業企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正  
について

熊本市交通事業企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市交通事業企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する  
条例

熊本市交通事業企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和 28 年条例第 19 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号中「期末手当」の次に「、勤勉手当」を加え、同条第 3 号中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改める。

第 12 条中「勤務期間及び勤務成績」を「人事評価の結果及び勤務の状況」に改める。

第 16 条の 2 第 1 項中「、第 10 条の 2 及び第 12 条」を「及び第 10 条の 2」に改め、同条第 2 項中「第 12 条」を「第 10 条の 2」に改める。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

（提出理由）

地方自治法の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 19 号）の施行に伴い、会計年度任用職員に勤勉手当を支給することとするため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。